

○酒田市ほっとふくし券事業実施要綱

(平成20年3月31日告示第94号)

改正	平成21年4月1日告示第163号	平成22年6月29日告示第354号
	平成23年7月13日告示第451号	平成24年4月1日告示第213号
	平成24年7月1日告示第511号	平成24年10月1日告示第648号
	平成25年4月1日告示第132号	平成26年3月28日告示第116号
	平成27年3月25日告示第114号	平成28年3月28日告示第149号

(目的)

第1条 この告示は、本市に住所を有し、かつ、在宅の介護を必要とする者が、市の指定する福祉等のサービスを利用したとき、又は市に登録した紙おむつ小売業者から紙おむつ等を購入したときに、当該サービスにおける利用者負担又は紙おむつ等の購入費用の一部を助成することにより、在宅の介護を必要とする者の経済的な負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ほっとふくし券（以下「券」という。） 前条の目的を達成するために、市によって交付される文書をいい、ほっとふくし券（一般用）（様式第1号）、ほっとふくし券（在宅紙おむつ専用）（様式第2号）、ほっとふくし券（ストレッチャー車専用）（様式第3号）、ほっとふくし券（訪問理容・美容サービス専用）（様式第4号）及びほっとふくし券（寝具洗濯乾燥消毒サービス専用）（様式第5号）に区分されるものをいう。
- (2) 被保険者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する介護保険の被保険者（法第13条の住所地特例者を除く。）をいう。
- (3) 第1号要介護者等 法第7条第3項第1号に規定する要介護者又は同条第4項第1号に規定する要支援者をいう。
- (4) 第2号要介護者等 法第7条第3項第2号に規定する要介護者又は同条第4項第2号に規定する要支援者をいう。

2 この告示において「在宅」には、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームを含むものとする。

(券の種類及び交付対象)

第3条 券の種類及び交付対象は、別表第1から別表第5までに定めるところによる。

- 2 前項に基づき介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号（同号ロを除く。）、第2号、第3号、第4号及び第5号の判定を行う基準となる日は、申請のあった日の属する年度の前年度の3月31日とする。
- 3 第2号要介護者等についても、前項の規定を準用する。
- 4 第1号要介護者等及び第2号要介護者等のいずれにも該当しない者であっても、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。）第1条又は第2条と同等と市長が認めた者については、第1項の規定を準用する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、同一年度内に酒田市障がい者ほっとふくしサービス事業実施要綱（平成17年告示第95号）に基づき障がい者ほっとふくし券の交付を受けた者は、本事業を利用できない。

(使用範囲等)

第4条 券は、交付対象者又は当該交付対象者の介護人に限り、前条に規定するサービスの提供又は物品の購入の対価の弁済手段としてのみ使用することができる。

2 前項に規定する対価が、使用する券の券面額の合計額を超過するときは、当該超過額に相当する金銭の支払は券の使用者が行うものとする。

3 券は、その取扱いについて市に登録している事業者等(以下「事業者等」という。)が提供するサービス又は物品に対してのみ使用できるものとする。

4 券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

5 券は、交付された同一年度の末日までに使用しなければならない。

(盗難等に対する市の免責)

第5条 券の盗難、紛失又はき損に対しては、市はその責任を負わないものとする。ただし、天災、大規模な事故等やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 券の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、ほっとふくし券(一般用及び在宅紙おむつ専用)交付申請書(様式第6号)、ほっとふくし券(ストレッチャー車専用、訪問理容・美容サービス専用及び寝具洗濯乾燥消毒サービス専用)交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、被保険者に限るものとする。ただし、申請者の委任があれば、次に掲げる者が代理人としてその申請を行うことができるものとする。

(1) 申請者を在宅で介護している者

(2) 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの職員

(3) 市に住所を有する事業者であって、法第79条に規定する指定居宅介護支援事業者の指定を受けた事業所の介護支援専門員

(4) 民生委員

3 申請者に代わって代理人が交付の申請を行うときは、当該代理人は、当該代理人本人であることが確認できる書類を提示するとともに、市長に委任状を提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請者が第3条に規定する要件に該当するかを審査し、速やかに券の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、券の交付に係る事項につき修正を加えて券の交付を決定することができる。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、前条の規定により券の交付又は不交付を決定した場合は、ほっとふくし券(一般用、在宅紙おむつ専用、ストレッチャー車専用、訪問理容・美容サービス専用及び寝具洗濯乾燥消毒サービス専用)交付決定通知書(様式第8号)又はほっとふくし券(一般用、在宅紙おむつ専用、ストレッチャー車専用、訪問理容・美容サービス専用及び寝具洗濯乾燥消毒サービス専用)不交付決定通知書(様式第9号)により、速やかにその決定の内容を通知するものとする。ただし、前条の規定により交付又は不交付の決定がされ、券を即日交付できる場合は、券の交付又は不交付をもって交付決定等の通知にかえることができるものとする。

(交付)

第9条 市長は、交付対象者に対し、予算の定めるところにより券を同一年度内に1回交付する。ただし、天災、大規模な事故等やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により交付する一般用及び在宅紙おむつ専用券の券面額の合計額は、別表第6によるものとする。ただし、毎年度の10月1日以降に交付する券の券面額の合計額は、別表第7とする。

(券の体裁等)

第10条 一般用及び在宅紙おむつ専用の券面額は、500円とし、それ以外の券面額は1,000円とする。

2 券は、市名の印刷、通し番号の付番等により、偽造防止のための措置を講ずるものとする。

(責務)

第11条 券の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、善良なる管理者の注意義務をもって券を管理するものとし、交付された券全てに被交付者の氏名を記入しなければならない。

2 利用対象となる事業者等は、サービス又は物品提供の前に市長にほっとふくし券事業取扱登録申請書(様式第10号)を提出し、ほっとふくし券事業取扱登録書(様式第11号)の交付を受けなければならない。登録内容に変更が生じた場合も、速やかにほっとふくし券事業取扱変更登録申請書(様式第10号)を提出し、ほっとふくし券取扱変更登録書(様式第11号)の交付を受けなければならない。

3 事業者等は、被交付者に対して、券面額の合計額に相当するサービス又は物品の提供を行うとともに、券を受領するものとする。ただし、サービス又は物品の提供の対価が券面額の合計額を超過するときは、当該超過額を金銭で受領しなければならない。

4 事業者等は、券を提示された際に、善良なる管理者の注意をもって、券面に被交付者の氏名が記入されているかを確認しなければならない。この場合において、氏名が未記入であったときは、その場で氏名を記入させるものとする。

5 事業者等は、受領した券に事業者等の名称を記入しなければならない。

6 事業者等は、受領した券の券面額の合計額に対する領収書を発行してはならない。

(請求)

第12条 事業者等は、券を受領した月ごとに取りまとめ、市が指定する請求書に券を添付し、翌月の10日までに市長に請求するものとする。

(支払い)

第13条 市長は、前条に基づく正当な請求を受けたときは、受理した日から30日以内に請求額を支払うものとする。

(不正利用の禁止)

第14条 市長は、不正行為により券の交付を受けた者又は使用した者があるときは、その者が交付を受けた券の額に相当する金額の一部又は全部を返還させることができる。

(資格喪失の届出)

第15条 被交付者に次に掲げる事由が発生したときは、第4条の規定にかかわら

ず、券を使用することができない。この場合において、被交付者等は券を返還しなければならない。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成する必要がなくなったと市長が認めたと
き。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の松山町外出支援サービス実施要綱(平成17年松山町告示第49号)の規定により行われた利用の取扱いについては、平成20年9月30日まで従前の例による。

(東日本大震災の被災者に対する支援のための特例措置)

3 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の被災者(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条に規定する市町村の区域(東京都の区域を除く。)に同日において住所を有していた者をいう。)で、平成23年6月17日以後に現に本市に居住し、かつ在宅の介護を必要とする者(介護保険施設入所者を除く。)については、平成23年度から平成28年度までの間に限り、別表第1交付対象の欄第1号に規定する令第39条第1項第1号(同号口を除く。)に掲げる者に該当するものとみなす。

附 則(平成21年4月1日告示第163号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日告示第354号)

この告示は、平成22年7月20日から施行する。

附 則(平成23年7月13日告示第451号)

この告示は、平成23年7月13日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第213号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月1日告示第511号)

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日告示第648号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第132号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第116号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日告示第114号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第149号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

種類	交付対象	使用対象
ほっとふくし券 (一般用)	次のいずれかに該当する者 (1) 令第39条第1項第1号(同号口を除く。)、第2号及び第3号に掲げる者 (2) 令第39条第1項第4号及び第5号に掲げる者であり、かつ、同一世帯の市民税所得割(前年の市民税課税所得金額(各種所得控除(地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この表において「所得税に係る判定日」という。))における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を、市民税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき45万円をそれぞれ同法に規定する扶養控除の例により控除するものとする。)後の額)により算出するものとする。)の合計が1万円未満であつて、省令第1条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる者	(1) 酒田市福祉乗合自動車運行条例(平成17年条例第170号)第10条第2項に規定する使用料及び第3項に規定する回数乗車券 (2) 酒田地区ハイヤー事業協同組合に加盟するタクシー事業者又は市内に事業所を置くタクシー事業者のタクシー運賃 (3) 配食サービスにおける利用者負担 (4) 市に登録した有償ヘルパー事業者の家事援助サービスの利用者負担 (5) 市に登録した紙おむつ小売業者からのリハビリパンツ、尿取りパッド及び尿漏れパッドの購入費用 (6) 酒田市定期航路事業条例(平成17年条例第169号)別表第1に規定する個人旅客運賃

別表第2(第3条関係)

種類	交付対象	使用対象
ほっとふくし券(在宅紙おむつ専用)	次のいずれにも該当する者 (1) 令第39条第1項第1号(同号口を除く。)、第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げる者 (2) 省令第1条第1項に掲げる者 (3) 老人福祉法における障害老人の日	市に登録した紙おむつ小売業者からの紙おむつ、尿取りパッド、尿漏れパッド、リハビリパンツ、介護用防水・消臭シート(使い

	常生活自立度判定基準（平成3年11月18日老健第102-2号）においてランクA2、B及びCに掲げる者又は老人福祉法における認知症老人の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日老健第135号）においてⅡb、Ⅲ、Ⅳ及びMに掲げる者 (4) 常時失禁のため、毎日紙おむつ等を使用する者	捨てタイプに限る）及び特殊尿器用尿取りパッドの購入費用
--	--	-----------------------------

別表第3(第3条関係)

種類	交付対象	使用対象	使用回数
ほっとふくし券(ストレッチャー車専用)	次のいずれにも該当する者 (1) 令第39条第1項第1号(同号口を除く。)、第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げる者 (2) 省令第1条第1項第4号及び第5号に掲げる者 (3) 座位が保てずストレッチャー付車両でなければ送迎できない者	市に登録した事業者の、通院、入院及び退院時のストレッチャー車運賃	1回につき2枚までの使用とし、年12回を限度とする(ただし、10月1日以降に申請があった場合は、6回を限度とする。)。

別表第4(第3条関係)

種類	交付対象	使用対象	使用回数
ほっとふくし券(訪問理容・美容サービス専用)	次のいずれにも該当する者 (1) 令第39条第1項第1号(同号口を除く。)、第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げる者 (2) 省令第1条第1項に掲げる者	市に登録した山形県理容生活衛生同業組合及び山形県美容生活衛生同業組合に加盟する理容所及び美容所、市内に住所を有する理容所及び美容所が行う訪問理容及び美容サービスの出張費用	1回につき1枚の使用とし、年5回を限度とする。

別表第5(第3条関係)

種類	交付対象	使用対象	使用枚数
ほっとふくし券(寝具洗濯乾燥消毒サービス専用)	次のいずれにも該当する者 (1) 令第39条第1項第1号(同号口を除く。)、第2号、第3号、第4号及び第5号に掲げる者 (2) 高齢者のみの世帯に属する者	市に登録した事業者が行う掛布団、敷布団、特殊寝台用マットレス及び毛布の洗濯乾燥消毒サービス費用	年5枚の使用とする。

別表第6(第9条関係)

	1、2及び3	4及び5
--	--------	------

要支援1	A	10,000円	
	B		
	C		
要支援2	A	15,000円	
	B		
	C		
要介護1	A	15,000円	
	B	70,000円	35,000円
	C	85,000円	
要介護2	A	20,000円	
	B	70,000円	35,000円
	C	90,000円	
要介護3	A	25,000円	10,000円
	B	70,000円	35,000円
	C	95,000円	45,000円
要介護4	A	30,000円	15,000円
	B	100,000円	35,000円
	C	130,000円	50,000円
要介護5	A	30,000円	15,000円
	B	100,000円	35,000円
	C	130,000円	50,000円

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) A 一般用交付額
- (2) B 在宅紙おむつ専用交付額
- (3) C 一般用と在宅紙おむつ専用のいずれにも該当した場合の交付合計額
- (4) 1 令第39条第1項第1号（同号ロを除く。）に掲げる者
- (5) 2 令第39条第1項第2号に掲げる者
- (6) 3 令第39条第1項第3号に掲げる者
- (7) 4 令第39条第1項第4号に掲げる者。ただし、一般用については、交付対象者が属する世帯の市民税所得割の合計が1万円未満であって、省令第1条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる者
- (8) 5 令第39条第1項第5号に掲げる者。ただし、一般用については、交付対象者が属する世帯の市民税所得割の合計が1万円未満であって、省令第1条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる者

別表第7(第9条関係)

		1、2及び3	4及び5
要支援1	A	5,000円	
	B		
	C		
	A	10,000円	

要支援2	B		
	C		
要介護1	A	10,000円	
	B	35,000円	20,000円
	C	45,000円	
要介護2	A	10,000円	
	B	35,000円	20,000円
	C	45,000円	
要介護3	A	15,000円	5,000円
	B	35,000円	20,000円
	C	50,000円	25,000円
要介護4	A	15,000円	10,000円
	B	50,000円	20,000円
	C	65,000円	30,000円
要介護5	A	15,000円	10,000円
	B	50,000円	20,000円
	C	65,000円	30,000円

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) A 一般用交付額
- (2) B 在宅紙おむつ専用交付額
- (3) C 一般用と在宅紙おむつ専用のいずれにも該当した場合の交付合計額
- (4) 1 令第39条第1項第1号（同号ロを除く。）に掲げる者
- (5) 2 令第39条第1項第2号に掲げる者
- (6) 3 令第39条第1項第3号に掲げる者
- (7) 4 令第39条第1項第4号に掲げる者。ただし、一般用については、交付対象者が属する世帯の市民税所得割の合計が1万円未満であって、省令第1条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる者
- (8) 5 令第39条第1項第5号に掲げる者。ただし、一般用については、交付対象者が属する世帯の市民税所得割の合計が1万円未満であって、省令第1条第1項第3号、第4号及び第5号に掲げる者

様式第1号(第2条関係)

ほっとふくし券(一般用)

[別紙参照]

様式第2号(第2条関係)

ほっとふくし券(在宅紙おむつ専用)

[別紙参照]

様式第3号(第2条関係)

ほっとふくし券(ストレッチャー車専用)

[別紙参照]

様式第4号(第2条関係)

ほっとふくし券(訪問理容・美容サービス専用)
[別紙参照]

様式第5号(第2条関係)

ほっとふくし券(寝具洗濯乾燥消毒サービス専用)
[別紙参照]

様式第6号(第6条関係)

ほっとふくし券(一般用及び在宅紙おむつ専用)交付申請書
[別紙参照]

様式第7号(第6条関係)

ほっとふくし券(ストレッチャー車専用、訪問理容・美容サービス専用及び寝具洗濯乾燥消毒サービス専用)交付申請書
[別紙参照]

様式第8号(第8条関係)

ほっとふくし券(一般用、在宅紙おむつ専用、ストレッチャー車専用、訪問理容・美容サービス専用及び寝具洗濯乾燥消毒サービス専用)交付決定通知書
[別紙参照]

様式第9号(第8条関係)

ほっとふくし券(一般用、在宅紙おむつ専用、ストレッチャー車専用、訪問理容・美容サービス専用及び寝具洗濯乾燥消毒サービス専用)不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第10号(第11条関係)

ほっとふくし券取扱(変更)登録申請書
[別紙参照]

様式第11号(第11条関係)

ほっとふくし券取扱(変更)登録書
[別紙参照]